

番号 1. ①

項目 個人情報流失対策など、市民に対して責任ある仕事が遂行できるよう民間業務委託・非正規職員(非常勤・アルバイト・パートなど)ではなく正規職員の増員を行うこと。また、当面は住民の立場から正規・非正規は全く関係ないので、非正規職員にも正規職員と同じ研修を行い、住民に不利益を与えないこと。

(回答)

本市における非正規職員の雇用については、育児休業中の職員の代替や一時的業務、補完的業務、あるいは高度の専門的業務など、本来、本務職員による対応になじまない業務について、業務の精査を行いながら、その必要性に応じて活用しているところであります。

そうすることにより、本務職員は、政策・施策の企画立案や民間事業者に対する指導・監督・調整など、本務職員としてなすべき業務に注力することができると考えております。

本市がおかれた危機的な財政状況のもと、業務の遂行にあたっては、引き続き、最も効果的な業務執行方法、執行体制を追求しながら、必要な行政サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

担当 人事室人事課人事グループ電話：06-6208-7431

(回答)

業務遂行にあたっては、正規・非正規職員に関わらず、必要な知識習得に向けた研修を行っております。

担当 財政局税務部管理課管理グループ電話：06-6208-7741

(回答)

平成 27 年度から開始している生活困窮者自立相談支援事業においては、公募型プロポーザル方式により事業者を決定し、業務委託により実施していますが、委託事業者の職員には、個人情報保護をはじめ本市正規職員と同様の責任が課されており、本市としても適正な事業遂行へ向けた指導を行っています。

また、本事業は新規事業であり、平成 27 年度は非常勤嘱託職員を 27 名雇用する事により対応しています。配置する非常勤嘱託職員には、採用時の研修に加え、必要に応じ随時研修を実施しています。

担当 福祉局生活福祉部自立支援課電話：06-6208-7959

(回答)

生活保護業務にかかる非常勤嘱託職員については、採用時にしかるべき研修をおこなっているところです。

担当 福祉局生活福祉部保護課電話：06-6208-8011

(回答)

乳幼児健診を始めとする各種保健事業に従事する非常勤嘱託職員については、本市職員として必要なコンプライアンス等の服務規律や個人情報の保護に関する研修を実施しております。

また、新たに健診等に従事する職員については、事前に業務内容についての研修を行うとともに、初めて業務に従事する際には必ず指導役の職員を配置することとしています。

今後とも研修内容の一層の充実を図り職員の資質向上を図ってまいります。

担当 健康局健康推進部健康施策課電話：06-6208-9951

(回答)

本市では、「一人一人を大切に保育」の推進に向けて、意欲と創造力が備わった人材育成並びに対人援助者としての資質向上に努めており、職員自らの専門性と倫理性を確立するため、公立、民間共に参加できる保育所職員研修を実施しています。さらに、研修受講者が受講内容について職員へ伝達するなど、全体の資質向上に努めています。

担当 こども青少年局保育施策部保育企画課電話：06-6208-8340

番号 1. ②

項目 貧困対策について、現在の各部署の連携している実態を明らかにし、連携がされていない場合は、きっちりとした体制を構築すること。

(回答)

生活困窮者の自立支援策の強化を図るため、「生活困窮者自立支援法」が平成 25 年 12 月に成立し、平成 27 年度から生活困窮者自立支援事業を開始しています。

本事業においては、関係機関との連携が重要となってくるため、制度の趣旨をふまえ、各区における事業実施にあたり関係部署との連携を密にしていくとともに、大阪市生活困窮者自立支援プロジェクトチーム会議の開催等により、他局との連携体制を構築しています。

担当 福祉局生活福祉部自立支援課電話：06-6208-7959

番号 2. ①

項目 国に対し国の負担割合を以前の状態に戻すよう要望すること。それまでの間は、国民健康保険会計に、270 億円以上の市税の任意繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げ、「協会けんぽ・共済健保」なみの負担率にすること。また、直近 5 年間の任意繰り入れを明らかにすること。2015 年度は、国からの低所得者対策金を活用して今すぐに 6,500 円以上引き下げること。

(回答)

国の負担金につきましては、これまで様々な制度改正がなされており、昭和 59 年度には退職者医療制度の創設により、退職後、国民健康保険に移行された方の給付費にかかる財源が措置されたこと、平成 17 年度には三位一体の改革により、国から地方へ税源が移譲され、都道府県調整交付金が創設されたこと、さらに平成 20 年度には 65 歳から 74 歳の方の医療保険の加入割合に係る給付費の偏在を是正するため、前期高齢者交付金制度が創設されたことにより、国庫負担率は低下しているものの、保険給付費に係る財源は、一定の措置がなされてきたところです。

なお、国庫負担率の引き上げにつきましては、国民健康保険の財政基盤の強化を図るとともに、国の責任と負担において実効ある措置を講じることを、機会あるごとに国に対して要望いたしております。国民健康保険は、加入者に高齢者や所得の低い方が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えており、本市も含めた全国の法定外の繰入総額は、平成 25 年度で約 3,500 億円となっています。

こうした中、国におきましては、市町村国保に対し、平成 27 年度から全国ベースで約 1,700 億円を、平成 30 年度以降は毎年約 3,400 億円を投じて、国保の抜本的な財政基盤の強化を図ったうえで、国保運営の都道府県化を行うこととしています。

本市におきましても、これまでから被保険者の保険料負担の軽減を図るため、多額の市税等を一般会計から繰り入れてきましたが、平成 27 年度からの義務的な繰入である「保険者支援制度」の拡充により、本市国保においても一定の財政基盤が改善できる見込みです。

一方、国民健康保険は、その事業運営を保険料と国庫支出金等で賄うことが原則であり、事業を安定して運営していくためには、被保険者の方にも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えておりますが、加入者に高齢者や低所得者が多く、その原則どおりでは保険料負担が大きくなることから、本市財政は極めて厳しい状況ではありますが、平成 27 年度当初予算においては、142 億円の任意繰入を含む、449 億円もの市税等を一般会計から繰り入れ、被保険者の負担を軽減しているところです。

このような中、医療分と後期高齢者支援金分を合わせた平成 27 年度国民健康保険料につきましては、受益と負担の適正化の観点から、収入に対する保険料の負担割合を府内市町村並みとなるよう改定することを方針とし、保険料の負担割合は概ね府内市町村並みとなっていることから、平成 27 年度の 1 人当たり平均保険料は据え置きとしたところです。

なお、直近 5 年間の任意繰入につきましては、平成 23 年度予算 198 億円、平成 24 年度予算 186 億円、平成 25 年度予算 179 億円、平成 26 年度予算 176 億円、平成 27 年度予算 142 億円となって

おります。

担当 福祉局生活福祉部保険年金課（管理グループ）電話：06-6208-7961

番号 2. ②③

項目

②低所得者、子どものいる世帯(子どもの均等割は0にするなど)・1人親世帯・障がい者など納付困難な世帯に対する保険料の条例減免(9割減額の新設)を拡充し、現行3割減免と合わせて申請不要(自動適用)とすること。また、所得減少減免申請で、従来通り確定申告後もさかのぼって減免すること。なお、当面、3割軽減可能世帯に対しては数度の制度説明を個別に行うこと。

③保険料を払うと、生活保護基準額以下となる場合は、介護保険制度にある保険料などを軽減・免除する「境界層措置」を新設すること。

(回答)

前年中所得が一定基準以下の低所得世帯に対して、平等割保険料及び均等割保険料の7割・5割・2割を減額する制度や、倒産・解雇などの理由で職を失った非自発的失業者については、前年給与所得を100分の30として算定する保険料軽減措置を、国の制度として実施しております。

さらに、保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、本市独自の施策として、平等割保険料及び均等割保険料の3割を軽減する制度や、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度や倒産、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯に対し減免制度を設けるなど、被保険者の保険料負担の軽減に努めているところです。

また、多人数世帯に対する負担軽減措置につきましては、保険料の賦課割合について、人数に応じてご負担いただく均等割保険料の割合を、国の基準では保険料全体の35%となっているところを、本市独自に27%へと引き下げ、多人数世帯に対する負担の軽減を図っているところです。

加えて、本市独自の3割軽減の適用にあたっては、前年中所得の基準額を、全世帯一律とするのではなく、世帯の人数も考慮して設定しており、多人数世帯へ配慮するなど、被保険者の保険料負担の軽減に努めているところです。

市町村が行う保険料の減免につきましては、法令等の規定に基づき、条例の定めるところにより申請によって減免することとされております。本市独自の3割軽減につきましても、本市国民健康保険条例及び同施行規則において申請を必要とする旨規定しており、6月中旬に対象となる世帯へ本市から勧奨通知を送付し、返信用封筒にて申請書を返信していただくことで適用しておりますので、今後も引き続き申請をお願いしたいと考えております。

また、営業不振等による所得減少減免につきましては、減免申請書の提出を受けた上で、税の確定申告時期まで減免の判定を保留し、「収入状況申告書」、確定申告書の控えなど事実を証し得る資料により確認したうえで、申請時に遡って減免を適用することとしております。

なお、これら保険料の減免制度の周知につきましては、市民の皆さまに理解を深めていただけるよう、本市国民健康保険にご加入の全世帯に送付している保険料決定通知書の裏面、更新分の保険証発送時に同封している「国保だより」または、本市ホームページや本市国保パンフレット「大阪市の国民健康保険」等を通じ、広報・周知に努めておりますが、今後も様々な機会を捉えて広報・周知に努めてまいります。

担当 福祉局生活福祉部保険年金課（保険グループ）電話：06-6208-7964

番号 2. ④

項目 国保料滞納世帯は生活困窮世帯である場合が多いため、納付相談だけでなく生活支援のために常時生活保護担当課とつなぐよう区役所内ネットワークを構築すること。さらに、全般的な生活相談に応じられる「区民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。

(回答)

以前から、納付相談においては、生活保護担当課をはじめ各種福祉サービス担当課などと連携し、必要に応じて各窓口へのご案内を行っております。

担当 福祉局生活福祉部保険年金課（収納グループ） 電話：06-6208-9872

(回答)

各区保健福祉センターの窓口において、保健・福祉に係る相談者のニーズに対する総合的なサービス調整・情報提供などの総合相談業務を行っております。

担当 福祉局生活福祉部地域福祉課電話：06-6208-7970

番号 2. ⑤

項目 一部負担金減免の2011年度改定は、きわめて不十分であり、実際に使える制度とすること。所得要件を150%以下とし、「一時的な困窮」に限定しないこと。また、治癒見込み期間を1年以上にするなど改善を行うこと。

(回答)

療養の給付を受ける場合の一部負担金は、保険財政の安定的な運営を行うとともに、療養の給付を受ける被保険者と他の被保険者との受益と負担の公平を図る観点から、国民健康保険法の定めるところにより負担することとされています。

一方で、特別の理由がある被保険者に対して、保険医療機関等の一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合、一部負担金の減免や徴収猶予を行うことができるとされており、その特別の理由として、厚生労働省通知において、災害や、失業等により収入が著しく減少したとき等と規定されています。

このことから、本市におきましても法の趣旨に則り、大阪市国民健康保険条例及び同施行規則において、災害や、事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したことなど、特別の理由により、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対して、一部負担金の減免、徴収猶予を行っております。

なお、実収月額が生活保護基準以下の方については、療養見込期間が3か月を上回る場合も本制度の対象とし、減免期間についても引続き承認要件を具備している場合は初回の減免開始から最長で概ね1年以内であれば延長を可能とする取り扱いを行っております。

担当 福祉局生活福祉部保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967

番号 2. ⑥⑦⑧

項目

⑥2009年12月16日付の厚生労働省の事務連絡では、短期保険証の窓口留保を「一定期間」認めているが、この「一定期間」を何日と考えているか日数を示すこと。当面、短期保険証は、無保険状態をつくらぬよう4月と10月に送付すること。高校生までのこどもに対しては1枚ものこすことなく1年間の通常保険証を確実に届け、万が一届いていなくても医療機関からの照会で確認できれば保険証所持と同様の取り扱いとすること。また、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療などの受給世帯(短期有効期限被保険者証の交付要項別表)には、短期保険証を発行しないこと。

⑦法令を順守し「給付と収納は別」であることを徹底し、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。また、資格証明書の発行をやめること。特に、1人親世帯、障がい者のいる世帯、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療などの受給世帯には絶対に発行しないこと。

⑧資格証明書ならびに短期保険証発行に基づく直近5年間の医療費の節約効果額を明らかにすること。また、2008年10月20日付の厚生労働省の事務連絡では、「電話催促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努める」こととされているが、現在発行されている資格証明書世帯の接触状

況の内訳を明らかにすること。

(回答)

本市では、納期限までに保険料を納付していただけない世帯に対して、電話等による納付の督促を行うとともに、督促状を送付し納付を促しております。しかし、これによっても納付していただけずに滞納状態が改善されない世帯に対しては、催告書の送付や有効期限の短い「短期有効期限被保険者証（短期証）」を交付することで、証の更新機会に接触を図り、その世帯の実情を把握したうえで納付相談を行い、減免制度や分割納付による納付方法をお示しするなど、きめ細かで丁寧な対応に努めています。短期証を交付する世帯には、有効期限切れ前に文書の送付や電話などで区役所への来庁を勧奨しております。

それでもなお特別の事情もなく、長期（一年以上）にわたって滞納している世帯に対しては、国民健康保険法の定めにより、被保険者証の返還を求め、資格証明書（資格証）の交付を行っております。

資格証の交付世帯には、被保険者証の返還を求める際にも、まず、お知らせ文書等で区役所窓口への来庁の勧奨を繰り返し行ったうえで、来庁できない事情のある方についても、電話や自宅への訪問等により実情把握に努めるとともに、弁明の機会を設け、世帯主及び世帯員の疾病や世帯主の事業の休廃止等の「特別の事情」に該当しないか、丁寧かつ慎重に審査を行っております。

また、平成21年12月16日付の厚生労働省国民健康保険課長からの保国発1216第1号により、高校生世代以下の子どもに対する短期証の交付に際しては、有効期限内に郵送する取り扱いとしておりますが、世帯主が不在等により郵便局から返戻された短期証については、「子どもの短期証」を郵送する旨をお伝えするため、別途お知らせ文書を送付したうえで、再度短期証を郵送することとしております。それでもなお、世帯主の受け取りがなく、再度区に返戻された短期証については、電話連絡や訪問等による接触を試み、速やかに手元に届けるよう努めております。

「子どもの短期証」以外につきましても、未交付世帯に対し、来庁勧奨文を送付するなど、留保が長期間に及ばないよう努めております。

年末までに区役所に取りに来られない世帯に対しては、年末年始が区役所閉庁日となることから、年末に郵送することとしております。

なお、国民健康保険による給付を受ける際には、医療機関の窓口で保険証を提出する必要があるため、保険証をお持ちでない方を保険証をお持ちの方と同様の取扱いとすることは、国民健康保険法第36条第3項の規定によりできないものとなっております。

短期証及び資格証の発行につきましては、医療費を節約する目的で交付しているものではありません。

担当 福祉局生活福祉部保険年金課（収納グループ） 電話：06-6208-9872

番号 2. ⑧

(区の独自回答)

番号 2. ⑨

項目 財産調査・差押については法令を順守し、さらに資産等をみつけても一方で借金などがなくかきめ細かく面談し、生活困窮に陥らせることのないよう最善を尽くすこと。

さらに、財産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止とすること(2012年4月13日、課長事務連絡)。生活保護受給者については、ただちに滞納処分の停止を行なうこと。国保料の滞納世帯に対する徴収業務の民間委託をやめること。また、2013年11月の鳥取県児童手当差押事件（広島高裁松江支部）判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえしないこと。

(回答)

国民健康保険料収入の確保は、単に財政面だけでなく、被保険者の負担の公平性を確保する観点からも重

要であり、適切な収納対策は保険者としての責務であると認識しております。

保険料滞納世帯に対しては、文書や電話等により接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で個々の事情の把握に努め、できるだけ無理なく納付していただけるよう、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かで丁寧な対応を行っております。それでもなお、保険料を納めていただけない世帯に対しては、財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査した上で、まず差押予告を行い、保険料滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しております。

これによってもなお、特別な事情が無いにもかかわらず保険料を納めていただけない場合は、関連法令に基づき適正に差押等の滞納処分を行っております。

なお、滞納処分を行う事により滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがある場合や、滞納処分の対象となる財産がない場合は、法令に基づき、滞納処分の執行を停止することとしております。

また、生活保護法による保護を受けたことで、国民健康保険の資格を喪失した場合においても、滞納処分の執行停止をしております。

徴収業務の民間委託については、本市が進めている市政改革の大きな方針として「民間委託の推進」による事務事業の再構築があり、その方針に沿うものとして、より効率的・効果的な徴収をめざし、民間事業者が保有するノウハウなどを活用するため、平成20年7月から7区での民間事業者への委託による徴収業務を試行実施してきましたが、その結果、民間委託の方が、より効率的・効果的であると認められたため、平成23年度から民間委託を全区に拡大して実施しているところです。

担当 福祉局生活福祉部保険年金課（収納グループ）電話：06-6208-9872

番号 2. ⑩

項目 75歳以上の医療費負担を無料にすること。

(回答)

後期高齢者医療制度の一部負担金につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項に規定されており、1割又は、一定以上の所得を有する方については3割とされております。

なお、本市におきましては、65歳以上で障がい等の一定の要件を満たしている方に対しまして、医療を受けた場合の自己負担を軽減する老人医療費助成制度を実施しております。

本制度では、一部自己負担金額を1医療機関ごとに入通院各1日当たり500円以内で、月2日を限度に軽減しておりますが、月額2,500円の限度額を設定し、限度額を超えた場合、申請により超過分の払い戻しを受けていただけます。

担当 福祉局生活福祉部保険年金課（後期高齢グループ）電話：06-6208-8038

番号 2. ⑪

項目 後期高齢者医療制度の保険料については独自軽減措置などを導入し負担軽減をはかること。また、短期保険証・資格証明書の発行をしないこと。

(回答)

後期高齢者医療制度では、保険料の軽減措置も含め、保険料の賦課決定は、後期高齢者医療広域連合の権限となっており、都道府県内の被保険者につきましては、居住する市町村を問わず、都道府県ごとに均一な基準に基づく保険料となります。

保険料の軽減につきましては、所得の低い方に対して、政令等による軽減措置の適用があり、世帯の所得水準により、被保険者均等割額について、9割、8.5割、5割、2割を軽減するほか、所得割保険料を課されている方で、被保険者本人の基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方につきましては、所得割額が一律50%軽減されることとなります。

その他、被用者保険の被扶養者であった方が被保険者となられる場合には、保険料負担の激変緩和の観点

から、制度加入時から所得割保険料を課さず、被保険者均等割額につきましても9割軽減とする措置が講じられております。

また、保険料減免基準につきましても、大阪府後期高齢者医療広域連合条例第18条の規定により、「災害等により財産に著しい損害を受けた場合や、事業の不振、休業又は廃止、失業等の理由により所得が著しく減少した場合に減免することができる」こととされており、大阪府内均一な基準に基づく取扱いとなります。

このように後期高齢者医療制度は、財政等も含め都道府県単位で運営されており、市町村が独自に軽減措置を講じることは困難です。

後期高齢者医療制度の運営において、貴重な財源である保険料収入の確保を図ることは、被保険者間の負担の公平性を確保する観点からも極めて重要であり、保険料徴収業務を担う市町村として当然の責務であると考えています。

後期高齢者医療制度においては、保険料を滞納されている被保険者に対し、大阪府後期高齢者医療広域連合の定める大阪府内統一の基準に基づき、「短期有効期限被保険者証（短期証）」を交付しています。これは、証の更新の機会をとらえ、保険料を滞納されている被保険者と接触を図り、滞納状況の実情把握及び納付相談等を行うことにより、保険料の収入の確保に努めることを目的としています。

短期証を有効に活用することにより、滞納のある被保険者の方々に、保険料に滞納があることをいち早くご理解いただき、今後において滞納が発生しないよう、また、滞納が長期化することによる「被保険者資格証明書（資格証明書）」の交付に至らぬよう、きめ細やかな対応を図り、未収額の解消に努めてまいります。短期証は、有効期限を除いて通常の被保険者証と異なることはありません。

また、被保険者証の返還及び資格証明書の交付については、高齢者の医療の確保に関する法律第54条の規定により、保険料を一定期間滞納している場合は、被保険者間の負担の公平性の観点から、被爆者援護法による医療その他政令で定める公費負担医療の対象者、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書を交付することとされています。

資格証明書交付の基準につきましては、市町村単位で判断基準に大きな差が生じないように、広域連合ごとに統一的な運用基準を設けていく必要があることから、大阪府においても、大阪府後期高齢者医療広域連合により大阪府内統一の基準が定められています。

この資格証明書の運用については、厚生労働省保険局長名通知「後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について」（平成21年10月26日付保発1026第1号）により「現内閣においては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることがないように、原則として交付しないこととするを基本的な方針としています。」とされ、さらに「保険料の納付につき十分な収入等があるにもかかわらず、保険料を納付しない悪質な場合であって、資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限って資格証明書を交付されることとなるよう、厳格な運用の徹底方をお願いいたします。」とし、都道府県後期高齢者医療広域連合長あて、再度徹底が促されたところです。

上記厚生労働省保険局長名通知を受けて大阪府後期高齢者医療広域連合は、予定をしていた証返還処分と資格証明書の交付事務の開始について、当面延期するとし、国と協議を図りながら、交付にあたっての判断基準を再考、構築し、また他広域連合の状況をも見極めていくとしています。

今後におきましても、国の動向を注視し、広域連合と連携を図りながら、資格証明書の運用について適切な対応を図ってまいります。

担当 福祉局生活福祉部保険年金課（後期高齢グループ） 電話：06-6208-8038

番号 2. ⑫

項目 入院時食事療養費の自己負担額の助成を行うこと。

(回答)

入院時食事療養費は、入院患者にのみ医療保険から療養の給付として食費を給付することは、在宅療養患

者における食費の負担との公平性に欠くことから、費用負担の不均衡を是正するための制度です。

本市国民健康保険は、国民健康保険法に基づき保険給付を行っているところですが、入院時食事療養費について、食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、自己負担額である食事療養標準負担額（平均的な家計における食事の状況を勘案して定める額）を控除した額とすることが定められています。

食事療養標準負担額は、低所得者の方々に十分配慮したうえで、所得に応じて段階的に減額された負担額が定められています。

担当 福祉局生活福祉部保険年金課（給付グループ）電話：06-6208-7967

番号 2. ⑬

項目 国民健康保険運営協議会委員を広く市民から公募し、市民の意見陳述を認めること。

(回答)

国民健康保険法第11条により、市町村に「国民健康保険運営協議会」を設置することが定められており、同法施行令第3条において、運営協議会の委員は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、及び公益を代表する委員各同数をもって組織すること、また、附則第1条の2において、被用者保険等被保険者を代表する委員を加えて組織することができるとされており。

本市におきましては、被保険者を代表する委員9名、保険医又は保険薬剤師を代表する委員9名、公益を代表する委員9名、被用者保険を代表する委員2名の計29名にて運営をしております。

同協議会が幅広い観点で審議いただけるよう、被保険者を代表する委員の選任にあたりましては、本市国民健康保険の被保険者の中から、地域、年齢、性別に偏りが生じないよう各区へ委員の選出を依頼しており、区においては、日ごろから地域住民の意見を聴く機会が多く、地域の実情をご存知で、公正な立場から意見を頂ける方を推薦していただいております。

担当 福祉局生活福祉部保険年金課（管理グループ）電話：06-6208-7961

番号 2. ⑭

項目 無料低額診療事業を希望する医療機関があれば、直ちに認可すること。また、調剤薬局も同様の扱いにすること。実施している最新の医療機関名簿を国保担当などのカウンターに常時配架すること。(当日、配付してください)

(回答)

無料低額診療事業については、平成13年7月23日付け国通知により、当該事業の基準及びその運用等について規定されており、本市では、この通知に基づき適正に実施することとしています。

また、国は、「今後の無料低額診療事業の在り方については、厚生労働省の関係部局において、現在、検討しているところであり、無料又は低額な料金で調剤を行う事業を第2種社会福祉事業に位置付けることについても、その中で検討してまいりたいと考えているが、現段階で、今後のスケジュール及び方向性を明らかにすることは困難である。」との見解を示しております。

本市としては、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

無料低額診療事業については、大阪市ホームページ及び市民の皆さんに暮らしに役立つ情報をまとめた生活ガイドブック「大阪市暮らしの便利帳」に当該事業の概要に関する記事を掲載しています。

担当 福祉局総務部総務課（法人監理）電話：06-6241-6540

2. ⑮

項目 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに、当面は、一般会計繰入で補填すること。

(回答)

国は、地方が重度障がい者（児）等に対して実施している福祉医療費助成により、不要不急な医療費が増加するとして、国民健康保険に係る国庫負担金等を減額しています。

医療費助成制度は、医療に関する重要なセーフティネットで、その重要性や必要性に鑑み、国において全国一律の制度として早期に制度化すべきであり、医療費助成制度の実施に伴う、国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を直ちに廃止するよう、国に対して要望しています。

なお、この減額措置分については、福祉医療費助成制度が大阪府の制度であることから、1/2相当額が府補助金で補填されています。

また、国民健康保険の事業運営は保険料と国庫支出金等で賄うことが原則となっていますが、その原則どおりでは保険料負担が大きくなることから、極めて厳しい財政状況ではありますが、本市では多額の任意繰入を含む市税等を一般会計から繰り入れ、被保険者の負担を軽減しています。

担当 福祉局生活福祉部保険年金課（管理グループ）電話：06-6208-7961

番号 2. ⑩

項目 保険料減免制度、一部負担金減免制度などのパンフレットを作成し、窓口で常備するとともに、全家庭に送付すること。（当日、配布してください）

(回答)

保険料の減免制度及び一部負担金減免制度につきましては、国民健康保険加入の全世帯に通知する保険料決定通知書の裏面や、大阪市のホームページ、国保パンフレット「大阪市の国民健康保険」等に記載しております。

このほか、保険料の減免制度につきましては、保険料決定通知書にリーフレット「国民健康保険のお知らせ」を同封するほか、減免基準ビラ「国民健康保険料の軽減・減免基準のご案内」を区役所窓口を設置しております。

また、一部負担金減免制度につきましては、毎年10月に一斉に送付している更新分の保険証に同封される「国保だより」に記載するとともに、区役所窓口で制度周知ビラを設置し、広報・周知に努めております。

担当 福祉局生活福祉部保険年金課（保険グループ）電話：06-6208-7964

福祉局生活福祉部保険年金課（給付グループ）電話：06-6208-7967

番号 3. ①

項目 予防・早期発見により医療費を下げる観点で全ての市民を対象に従来の健診水準を下げることなく市の責任で健診を行うこと。健診項目に、心電図、胸部X線、尿潜血、尿ウロビリノーゲン、眼底検査、血液検査の白血球血小板・総コレステロール・eGFRを追加し、無料とすること。

(回答)

平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」により、医療保険者に40歳以上の加入者に対する特定健康診査・特定保健指導の実施が義務付けられました。

生活保護受給者等のうち満40歳以上の方につきましては、健康増進法に基づき市町村が特定健康診査と同様の健康診査を行うこととされており、本市におきましても、平成20年度より市内取扱医療機関にて無料で受診していただいているところです。

なお、健診項目については、厚生労働省の「健康増進事業実施要領」に基づき、特定健診に準じた項目とし、基本的な健診項目の実施結果が要医療等に該当した場合は、随時、医療や指導に繋げる等の対応を行っていくこととしております。

担当 健康局健康推進部健康づくり課電話：06-6208-9969

番号 3. ②

項目 がん検診などの内容を充実させ、特定検診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答)

各種がん検診につきましては、健康増進法に基づく事業として40歳以上（子宮頸がん検診20歳以上、乳がん検診（超音波検診）30歳以上）の市民の方を対象に胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん検診を各区の保健福祉センター（子宮頸がん、乳がん検診（超音波検診）を除く）と身近な医療機関でも受診できるようにしております。

保健福祉センターでは、特定健康診査とがん検診を同時受診できる日を設けており、特に土日に実施する際は、ほとんどの区において同時受診できるように設定しております。

各種検診の受診者負担金は、他市と比較しても低い負担金ですが、後期高齢者医療被保険者証対象者、高齢受給者証対象者、老人医療者証の受給者、生活保護世帯の方、市民税非課税世帯の方については、免除対象とし、各種検診を無料で受診いただけます。

担当 健康局健康推進部健康づくり課電話：06-6208-9969

番号 3. ③

項目 大腸がん検診問診票の発行の抑制を止めること。

(回答)

各種検診にかかる個人票につきましては、年間必要部数を各医療機関に配付しております。また、不足分が生じた場合は追加で発送を行っております。

今後も不足が生じないよう、各医療機関の受診実績をもとに必要な数を確保していきます。

担当 健康局健康推進部健康づくり課電話：06-6208-9969

番号 3. ④

項目 ナイスミドル健診制度を復活すること。

(回答)

大阪市総合健康診査（ナイスミドルチェック）は、「市政改革プラン」において継続受診の動機付けにつながる効果が明確でないことから、平成25年度に廃止としました。

本市のがんによる死亡は、男性が昭和50年から、女性が昭和60年以来、死因の第1位となっていることから、壮年期死亡率の減少、がん対策は重要な課題となっており、市民全体のがん検診受診率目標を50%に設定しているところです。また、平成23年10月に「大阪市がん予防推進条例」を制定し、本市がん検診受診率を向上させる施策を講じることとしています。

平成21年度から、「大阪市がん検診推進事業」として、子宮頸がん検診、乳がん検診を無料で受診できるクーポン券事業を実施、平成23年度からは、大腸がん検診にも拡充して実施するなど、受診率の向上に努めているところです。

今後とも、「がんの早期発見」を一層推進するため、受診機会の拡充や、受診しやすい環境を整え、受診率の向上に努めてまいります。

担当 健康局健康推進部健康づくり課電話：06-6208-9969

番号 3. ⑤

項目 受診率に対する分析・評価を行い、今後の対策を明らかにすること。同時に、近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶこと。

(回答)

大阪市では、平成 27 年度、子宮頸がん検診受診開始年齢である 20 歳の女性、胃・大腸・肺・乳（マンモグラフィ）がん検診の受診開始年齢である 40 歳の男女、加えて退職により職域から地域対象者となる可能性がある 60 歳の男女に対して、受診勧奨はがきの送付を予定しているなど、受診率の向上に向けた対策を行っているところです。

また、全国の担当課長会等において、他都市の取り組みについても情報収集を行っておりますが、今後も引き続き、そのような場を活用して情報収集を行うなどして、受診率向上に努めてまいります。

担当 健康局健康推進部健康づくり課電話：06-6208-9969

番号 3. ⑥

項目 日曜健診、出張所健診など積極的な施策を実施すること。また、委託事業所への補助を行なうこと。

(回答)

本市では、がん検診をより多くの市民の方が受診していただけるようさまざまな広報を行うとともに、受診しやすい環境づくりに努めております。

例えば、翌年度に 40 歳に達する方ががん検診受診勧奨のはがきを送付したり、ホームページにて、女性医師・技師対応の医療機関の案内や、車椅子対応の医療機関を案内するなど情報提供に努めております。

また、保健福祉センターでの検診では、土曜日・休日の検診を拡充し、受診希望の多い胃がん・大腸がん・肺がんのセット検診を基本とするほか、子育て世代も受診しやすいように保育ボランティア付検診を行うなど、受診しやすい環境整備を行っております。

今後とも、より多くの市民の方が受診していただけるようわかりやすい広報等を行い、受診率向上に努めてまいります。

担当 健康局健康推進部健康づくり課電話：06-6208-9969

番号 3. ⑦

項目 熱中症予防の実態調査を実施すること。とりわけ、高齢者の場合は、自宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などに呼びかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難することが困難なケースへの対策をつくること。低額年金生活者や生活保護受給者は、「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざるを得ない状況があり、「貸付制度の利用」ではなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度をつくること。

(回答)

本市においては、例年、夏を迎える前に本市ホームページ、市政だより等を通じて熱中症予防のための情報等を掲載し、また、各区保健福祉センターが実施する様々な事業や高齢者等への訪問時など様々な機会を通じて熱中症予防についての注意喚起を行っております。

加えて本市全所属に対して、広く市民等に熱中症予防の啓発や注意喚起を依頼するなどの取り組みの強化を行い、とりわけ高齢者の総合相談機能を持つ地域包括支援センターなど広く関係団体にも協力を求め、事業対象者や施設利用者の方々へのきめ細やかな対応をお願いしております。

今後とも、気象状況にも十分留意しながら、広報紙活用など熱中症予防の啓発に努め、市民に幅広く注意喚起を行ってまいります。

担当 健康局健康推進部健康施策課電話：06-6208-9951

福祉局高齢者施策部高齢福祉課電話：06-6208-8026

番号 3. ⑧

項目 住吉市民病院の廃止条例を撤回し、住吉市民病院は現地で建てかえること。

(回答)

住之江区に所在する住吉市民病院は老朽化が進み、そのあり方が府市統合本部にて議論された結果、府立急性期・総合医療センターへ小児・周産期の医療機能を統合するという方向性が示され、市の最終的な意思決定機関である戦略会議においてもこの方向性が確認されました。

今後、府市共同で府立急性期・総合医療センター敷地内に「府市共同住吉母子医療センター(仮称)」を建設し、24時間365日の小児救急対応等に加え、最重症・合併症母体等への対応の強化など高度医療の充実と、住吉市民病院が現在担っている小児・周産期医療の引き継ぎを行うこととしております。

また、平成25年3月の大阪市会において、機能統合に伴う住吉市民病院の廃止を盛り込んだ「大阪市民病院事業の設置等に関する条例」の一部改正案が議決された際に「『(仮称)大阪府市共同住吉母子医療センター』の整備にあたっては、現行の住吉市民病院が担っている産科・小児科等の機能存続と南部医療圏の小児・周産期医療の充実のため、責任を持って民間病院の早期誘致を実施すること」との附帯決議が付されたことを受けまして、小児科・産科を含む民間医療機関を誘致することとしました。

住吉市民病院用地への民間事業者の誘致については、2回の公募で事業予定者が決定せず、市長からの指示により、公募によらず、事業者に対する個別の働きかけを行った結果、住之江区で長年医療提供を行っている医療法人三宝会(南港病院)を事業予定者として決定しました。

事業予定者からは、小児科10床、産科14床を含む209床を有する新病院を整備する提案がなされており、新病院開院後は、主に高度医療を担う府市共同住吉母子医療センター(仮称)と併せて、市南部医療圏の小児・周産期医療を充実させていくこととなります。

担当 健康局総務部総務課(病院機構支援) 電話：06-6208-9897

番号 4. ①

項目 第6期介護保険料の大幅値上げを撤回し、一般会計繰入によって介護保険料を年度途中であっても引き下げること。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による低所得者保険料軽減について当初案通り前倒し実施するよう働きかけるとともに独自に軽減措置を行うこと。

(回答)

介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支えあうために創設された社会保険制度であり、介護保険の運営に必要な費用にかかる公費負担と保険料負担の割合が法令により定められているため、制度的に決められている以上に一般会計から繰入することは、負担と給付の関係を不明確にするもので、納税されている国民の理解が得られないとして、国や府においても適当でないとしております。

第6期介護保険料の改定にあたりましては、国の定める基準に従い、平成27・28年度の保険料については、低所得者の方の負担軽減を図るため、第1段階・第2段階の方へ新たに公費による保険料軽減強化を行い、負担割合を0.55から0.50としています。平成29年度からは更に拡大し、第1段階・第2段階の負担割合を0.50から0.35、第3段階の負担割合を0.65から0.50、第4段階の負担割合を0.75から0.70とする予定です。

また、介護保険財政について、介護保険制度の円滑な運営のため、地方自治体の財政負担が過重なものにならないよう、十分な財政措置を講じることなどを国に対して要望を行っております。

なお、保険料の減免については、保険料段階が第1段階から第4段階(世帯全員が市町村民税非課税)の被保険者で、生活に困窮している方を対象に、第4段階の保険料の2分の1に該当する額まで減額する制度を本市独自に設けており、平成24年度からは年間収入要件を緩和し、これまでの1人世帯で120万円から150万円、2人世帯で168万円から198万円、3人世帯で216万円から246万円としており、第6期においても引き続き同内容の軽減制度を実施しています。

担当 福祉局高齢施策部介護保険課(保険給付) 電話：06-6208-8059

番号 4. ②

項目 介護保険料第1・第2段階を2015年4月に遡り所得に応じた割合を、現行0.50から0.45に変更し、年額36,493円(4,055円減)とし、既納付済み者には返還すること。2017年度については、第1・第2段階ともに0.30とすること。また、本人課税の段階についてはより多段階化をし、例えば、所得200万円と400万円の人が同じ保険料となるよう不公平な保険料とならないように配慮すること。

(回答)

介護保険料については、本人及び世帯の市町村民税の課税状況や合計所得金額等により、保険料を設定しております。

第1号被保険者(65歳以上)の方の介護保険料につきましては、介護保険法施行令第38条、39条により段階別の保険料を設定するよう規定されており、国においては、標準段階を9段階に区分しておりますが、本市においては、本人及び世帯の市町村民税の課税状況や合計所得金額等により、きめ細やかな設定を行う観点から11段階の負担割合(保険料率)を定め、保険料をご負担いただいております。

なお、第6期介護保険料の改定において、国の定める基準に従い、本市の第1・第2段階の保険料を統一したうえで、別途公費による低所得者の保険料軽減を行い、平成27年度及び平成28年度においては、保険料率を第5期の0.56から0.50とし、国の軽減幅(0.05)よりも大きい軽減率とする改定を行ったところです。

更に、平成29年度からは、軽減対象者と保険料軽減額を拡大し、第1段階・第2段階の負担割合を0.50から0.35とする予定です。

また、本市では、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額に軽減する制度を設け、実施しております。

担当 福祉局高齢施策部介護保険課(保険給付) 電話：06-6208-8059

番号 4. ③

項目 介護保険料の年金天引き(特別徴収)の強制をやめ納付方法については国民健康保険などで実施している選択制にすること。

(回答)

介護保険料の納付方法については、老齢基礎年金などの年金を、年額18万円以上受給されている被保険者は、介護保険法第135条及び介護保険法施行令第41条の規定に基づき、年金からのお支払い(特別徴収)により介護保険料を納付して頂くことになっております。特別徴収か口座振替か納付方法について選択可能となることについては、保険料収納率の低下が、介護保険行政や円滑な事業運営に少なからぬ影響を与えることが懸念されるところであります。

担当 福祉局高齢施策部介護保険課(保険給付) 電話：06-6208-8059

番号 4、④イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ

項目 総合事業への移行にあたって

- ・拙速に実施せず、十分な準備・検討期間を確保すること。
- ・介護予防訪問介護・介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置きかえるのではなく、現行サービスを維持した上で、「プラスアルファ」として新たなサービス・資源をつくるという基本方向を堅持すること。
- ・すべての要支援者には、移行後も介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同じサービスが継続して利用できるようにし、サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障すること。
- ・住民主体のボランティアなどへの移行を押し付けるような指導を行わないこと。
- ・介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「チェックリスト」による振り分けは行わないこと。

- ・総合事業サービス利用を希望する場合でも要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐこと。
- ・被保険者の要介護認定申請の申請権を侵害するようなことはしないこと。
- ・サービス事業所に対する事業費の支給は、現行の予防給付の倍以上の単価を保障し、サービスに見合ったものにする事。
- ・指定事業所によって提供されるサービスについては現行基準を緩和させず、質を担保すること。
- ・指定事業所の基準は、現行予防給付と同一とし、「緩和した基準によるサービス」は導入しないこと。

(回答)

予防給付の訪問介護および通所介護については、国において、「全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施することができる「新しい総合事業」へと移行する」としており、先般、ガイドラインが提示されたところであります。

本市としましては、国のガイドラインを踏まえ、平成29年4月までの間に事業を実施することができるよう、引き続き検討していきます。

担当 福祉局高齢者施策部高齢福祉課電話：06-6208-8026

番号 4. ⑤

項目 低所得者の介護保険料は国民健康保険料の7割軽減よりも高く設定されているので、非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、収入基準を単身者180万円以下、2人世帯250万円以下（1人増えるごとに50万円加算）で医療費・社会保険料・家賃など困窮した状況を反映した控除を設定すること。

(回答)

本市では、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。

なお、平成24年度より収入要件を緩和しております。

担当 福祉局高齢施策部介護保険課（保険給付）電話：06-6208-8059

番号 4. ⑥

項目 8月から始まった介護サービス利用料の引き上げ（利用料2割化、補足給付の改悪）については撤回するよう国に求めるとともに、軽減制度を制度化・拡充など緊急に対策を講じること。また、介護保険施設・居住系サービスの居住費について軽減措置を講じること。

(回答)

高齢化の進展に伴う介護費用の増大の中で、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるために、平成27年8月からは、相対的に負担能力のある一定以上所得者について、利用者負担割合を2割とすることと定められたところです。

また、補足給付においても、その福祉的な性格や経過的な性格を踏まえ、真に必要な被保険者に給付を重点化する観点から、支給要件として資産をしん酌することとされたものです。

利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担段階2段階の方につきましては、月額上限額を15,000円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されています。また、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。

いずれにいたしましても、低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、国に要望してまいります。

なお、介護保険制度に関する国への要望書において、現状は介護保険3施設とショートステイだけに適用されている食費・居住費の補足給付について、低所得層における適正なサービスと負担の在り方として、

特に、グループホーム利用が困難とならないよう補足給付の拡大を制度として図る等、必要な措置の構築を要望しています。

担当 福祉局高齢施策部介護保険課（保険給付）電話：06-6208-8059

番号 4. ⑦

項目 介護認定者はすべて「障がい者控除」の対象者と認定すること。市民や介護支援事業所などに担当者が住民に対して正しくアドバイスできるように研修を徹底し、5年間の遡及についても広報すること。また、介護認定者で、「障がい者手帳」などを所持していない人には、障がい者認定書を毎年送付すること。介護認定者には、「障がい者控除対象者」認定制度のパンフレットを作成し、送付すること。（当日、配布してください）

(回答)

「障がい者控除対象者認定書」については、昭和45年6月10日社老第69号厚生省社会局長通知「高齢者の所得税法上の取扱いについて」及び昭和46年7月5日社老第77号厚生省社会局長通知「高齢者の地方税法上の取扱いについて」に基づき、障がい者控除の対象となる身体障がい者に準ずる者等として認定できる65歳以上の高齢者に対して交付しております。

なお、介護を必要とする状態を判断する要介護認定と障がいによる日常生活活動の制限の度合いを判断する障がい程度とは、その判断基準が異なるものであり、要介護認定をもって一律に税法上の障がい者控除の対象とすることはできないと考えております。

障がい者控除認定書の発行は、お住まいの区の保健福祉センターで行っております。

今後もリーフレットやくらしの便利帳などに掲載するなど、市民の方への周知に努めてまいります。

担当 福祉局高齢者施策部高齢福祉課電話：06-6208-8060

番号 4. ⑧

項目 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助が出来るようにすること。

(回答)

介護保険においては、利用者自らが利用するサービスを選択することになり、また身体的状況をはじめ、利用者一人ひとりを取り巻く状況に違いがあることから、介護保険制度の具体的運用にあたって、保険者へ問い合わせが行われることがあります。

その場合、本市としては、関係法令、厚生労働省のQ&A等を参照しながら、介護保険の円滑な運営に努めておりますが、具体運用に照らして不明な点がある場合、厚生労働省へ照会する等、利用者によってサービス内容等に不公平が生じないように対応しております。

報酬算定に関する基準等の適用に誤りがあることが判明した場合には、今後とも、介護保険事業所への指導等を実施してまいります。

担当 福祉局高齢施策部介護保険課（保険給付）電話：06-6208-8059

番号 4. ⑨

項目 認定事務センターを廃止し、従来通り区で認定を行うこと。認定は、必ず30日以内に行い法令違反をしないこと。万が一法令違反状態となれば、認定結果が出るまで遅延状況連絡書を毎日郵送で送付すること。また、要介護認定調査の写しを認定結果送付時に必ず同封すること。また、認定遅延などの認定状況を毎月公表すること。

(回答)

本市におきましては、介護保険認定事務について集約的に事務管理を行うとともに、介護保険法第27条及び32条に基づく「要介護・要支援認定事務」の一部を民間事業者へ委託することにより、民間事業者の

ノウハウを活用した効率的・効果的な認定業務を実施すべく、平成24年2月に大阪市認定事務センターを開設したところです。

要介護認定申請に対する処分は、介護保険法第27条に基づき当該申請を受理してから30日以内に行う必要があります、その遵守に向けた注力は保険者としての務めであると考えており、意見書及び認定調査票の回収に要する時間短縮を図るとともに、認定事務センターの安定的な稼働に努めるなど、引き続き迅速な要介護認定事務の実施に努めてまいります。

なお、上記の法に定める期間内に処分結果を通知出来ない場合には、法令に基づき「処分に要する期間、及びその理由」を記載した処分延期通知を送付しているところです。

本市におきましては、認定調査の様式を複写式としており、認定調査員は調査終了時に調査結果を確認いただいたうえで、認定調査票の写しをお渡ししているところです。

認定状況については毎月大阪府へ報告しており、当該報告内容については大阪府のホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien/toukei/index.html>)に掲載されています。

担当 福祉局高齢者施策部介護保険課（認定グループ）電話：06-4392-1727

番号 4. ⑩

項目 施設整備が全くすすんでいないために、介護殺人、介護心中、貧困ビジネスなどの問題が深刻になっている。さらに、課税世帯では費用負担（ホテルコスト含む）最低15万から20万かかるため入所できないケースも多々ある。受給年金の範囲での利用負担ができる制度とすることと施設整備を進めるために、国に対して制度改善を強く要求すること。

(回答)

低所得の方につきましては、特別な室料を除く居住費用や食費が大きな負担とならないよう、所得に応じて設定された一定の負担限度額を超えた部分を、介護保険給付の中で特定入所者介護サービス費として補足給付を行い、利用者負担の軽減を図っているところです。

担当 福祉局高齢者施策部介護保険課（保険給付）電話：06-6208-8059

(回答)

高齢者施策につきましては、介護や援護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域に住み続けることができるような住まいの確保が必要と考えています。

また、自宅での生活が困難になった場合の「施設」、「住まい」への住み替えや、将来介護が必要になった場合に必要なサービスが提供されることが約束されている「住まい」への住み替えなど、個々の高齢者の状況やニーズに沿った選択肢を用意するため、多様な住まいを確保することが重要であると考えています。

特別養護老人ホームの入所申込者の中には、その身体状況等から他の施設が適している人や、ニーズに合った在宅サービスが提供されれば、引き続き住み慣れた地域で生活できる人がいると考えられます。それぞれのニーズに合ったサービスの提供に努めながら、施設サービスが求められる人のために必要な施設整備を進めます。

担当 福祉局高齢者施策部高齢施設課電話：06-6241-6530

番号 4. ⑪

項目 入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームを大幅に拡充すること。また、利用状況など詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(回答)

高齢者施策につきましては、介護や援護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域に住み続けることができるような住まいの確保が必要です。

特別養護老人ホームは、制度改正に伴い、平成27年4月1日以降、限られた資源の中でより必要性の高

い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、機能の重点化が図られ、新たに入所する方については原則要介護3以上となり、要介護1又は2の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難である場合には、特別養護老人ホームへの入所が認められます。

特別養護老人ホームの現計画における整備目標については、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね1年以内に入所が可能となるよう認定者数の伸びを勘案しながら必要な整備を進めており、平成29年度目標の定員数を13,600人に設定しております。

平成27年8月現在、大阪市には120施設11,021人分の特別養護老人ホームが開設されているところです。
担当 福祉局高齢者施策部高齢施設課電話：06-6241-6530

番号 4. ⑫

項目 本人をふくむ非課税世帯に、「おむつ」を無条件で給付すること。

(回答)

「おむつ」をはじめとした介護用品支給事業は、

①介護保険制度の要介護状態区分が4または5の方

②介護保険制度の要介護状態区分が3で介護認定調査票の「排尿」「排便」のいずれかが全介助の方を在宅で介護されている家族（介護者）で、介護者世帯および要介護高齢者世帯ともに、市民税非課税世帯である方を対象者としています。

当事業は、高齢者福祉の増進を図ることを目的とするとともに、在宅において要介護高齢者を介護する家族の負担を軽減するために実施しております。

担当 福祉局高齢者施策部高齢福祉課電話：06-6208-8060

番号 4. ⑬

項目 減免制度については、国民健康保険のようなチラシを作成し、窓口に常備するとともに、全家庭に送付すること。（当日配布してください）

(回答)

本市における介護保険料の減免制度については、介護保険パンフレット（ハートページ）に記載し、市役所・区役所・その他関係機関の窓口に常備し、来庁者に案内することで制度周知に努めております。

なお、65歳年齢到達者や市外転入者等の新規資格取得者全員に介護保険被保険者証を送付する際にも、介護保険料の減免制度を記載した介護保険ハンドブックを同封し、周知しております。

担当 福祉局高齢者施策部介護保険課（保険給付）電話：06-6208-8059

番号 5. ①

項目 介護保険の対象となった障がい者に対し、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知（2007年3月28日付）と事務連絡（2015年2月18日付）をふまえ、本人のニーズや状況を考慮した柔軟な支給決定を行なうこと。

(回答)

自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険にあっても、介護保険を一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。

本市においては、65歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法のサービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サー

ビスの提供ができるよう支給決定しております。

今後とも引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して一律に介護保険サービスを優先させることがないよう、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。

担当 福祉局障がい者施策部障がい支援課電話：06-6208-8245

番号 5. ②

項目 障がい者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも住民税非課税世帯は、65歳を超えても無料とすること。

(回答)

64歳まで、障がい者サービスを利用されている方が、65歳年齢到達により1号の介護保険被保険者となられた場合、他の1号被保険者と同様の負担割合で、利用料を負担していただいています。

利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担段階2段階の方につきましては、月額上限額を15,000円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されています。

また、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。

いずれにいたしましても、低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、国に要望してまいります。

担当 福祉局高齢施策部介護保険課（保険給付）電話：06-6208-8059

番号 6. ①

項目 ケースワーカーについては、正規職員（福祉専門職＝社会福祉主事）とし、最低でも国の標準(80対1)どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

(回答)

生活保護実施体制につきましては、福祉局がこの間段階的に配置基準の見直しなどにより体制の充実を図ってきており、稼働年齢層への自立支援に重点を置くとともに、高齢世帯に関しては最低生活の保障や見守りを中心とした支援を行っています。

さらに調査業務の補助をおこなう嘱託職員や高齢世帯には訪問をおこなう嘱託職員を配置し、保護の適正実施につとめているところです。

ケースワーカーの研修については、新任研修をはじめ、年間を通じて専門研修やエリア別実践研修などを開催し、スキルアップに努めています。

申請に来られた方に対しては、今の生活状況をお聞きした上で、生活保護法の趣旨や他法・他施策を紹介するなど社会保障や福祉制度を総合的に考慮検討して、その方にとって役立つ方策をさぐる一方で、申請意思を確認した方には申請していただいています。

担当 福祉局生活福祉部保護課電話：06-6208-8011

番号 6. ②

項目 市で作成している生活保護の「しおり」は、生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書は、カウンターなどに常時配架すること。（懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を配布してください）

(回答)

保護の相談や申請時に生活保護のしおりを活用し説明を行い、手渡しているところです。

保護の申請については、申請の意思が確認できれば申請書を交付し、受理しているところです。

申請書の必要な方には受付面接担当員からお渡ししています。

担当 福祉局生活福祉部保護課電話：06-6208-8011

番号 6. ③

項目 申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として市が仕事の場を確保すること。

(回答)

保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、活用することを要件として行われるものです。

その活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、助言指導を行います。

今後とも助言指導については、生活保護法の目的の達成のため、被保護世帯の状況に応じ、十分な説明をした上で進めていきます。

また、本市では、稼働年齢層の被保護者の早期自立を図るために、民間事業者のノウハウを活用しながら、「対象者に応じた求人案件の開拓と紹介」や「就労後の職場定着にかかる支援」をはじめ、「履歴書の書き方や面接技法についてのアドバイス」「個別カウンセリング」「ビジネススキルの向上やコミュニケーション力の不足を解消するための各種セミナーやグループワーク等の実施」「ハローワークなどに同行しての求職活動支援」などを一体的に行う「総合就職サポート事業」を実施し、効果的な就労支援に努めております。

担当 福祉局生活福祉部保護課電話：06-6208-8011

番号 6. ④

項目 通院や就職活動などのための移送費(交通費)を法令通り支給すること。過去7年間の状況調査を行い自弁が明らかになれば還付すること。

(回答)

通院のための移送費については、国の通知に基づき、従前と同様、給付可否意見書等の挙証資料及び嘱託医の審査結果により、必要性及び支給額を判断して、給付決定を行います。なお、費用については、必要最小限度の実費の額とされています。

求職活動に必要な交通費については、実施機関の指示又は指導を受けて、熱心かつ誠実に努力した場合は支給することができます。また、自立支援プログラムに基づき就労を目指して取り組んでおられる場合も必要な交通費の扶助を行っています。

遡及支給については、実施要領に従い速やかに確認月の前月分まで対応しているところです。

担当 福祉局生活福祉部保護課電話：06-6208-8011

番号 6. ⑤

項目 医療権を保証するため国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。

(回答)

医療扶助による診察、医学的処置、手術等の診療の給付は、医療扶助運営要領において、医療券を発行して行うものとされています。

担当 福祉局生活福祉部保護課電話：06-6208-8021

番号 6. ⑥

項目 自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。

(回答)

自動車の保有については、実施要領に沿ってその範囲内で保有を認めているところです。

担当 福祉局生活福祉部保護課電話：06-6208-8011

番号 6. ⑦

項目 警察OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットラインなど実施しないこと。

(回答)

生活支援担当に警察官OBを配置することにより、その経験を生かして窓口の安全管理の確保等に努めています。調査を行う場合、ケースワーカーや担当係長の指示に基づき補助的な役割を担っています。

現在、「適正化」ホットラインなどの実施予定はありません。

担当 福祉局生活福祉部保護課電話：06-6208-8273

番号 6. ⑧

項目 介護保険の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランの不当な介入を行ったり指導をしないこと。過去7年間の状況調査を行い自弁が明らかになれば還付すること。

(回答)

介護扶助については、介護扶助運営要領に基づき適正に実施しています。

なお、実施機関に対して自弁の可否は介護扶助の決定要件とならない事を周知しています。

担当 福祉局生活福祉部保護課電話：06-6208-8021

番号 6. ⑨

項目 住宅扶助と冬季加算の引き下げをしないこと。

(回答)

住宅扶助を含む、生活保護法による保護の基準等については、国により定められることになっており、地方自治体に裁量の余地はありません。

担当 福祉局生活福祉部保護課電話：06-6208-8011

番号 6. ⑩

項目 プリペイドカードによる保護費の支給をやめること。

(回答)

平成25年12月に成立した改正生活保護法では、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することが受給者の責務として位置づけられました。

本市において生活面等に着眼した支援について検討を行ってきたところであり、家計管理や金銭管理が必要な方への支援ツールの一つとして、プリペイドカードによる生活保護費の支給をモデル的に実施しているところです。

今後、モデル実施の状況や利用者の方からいただくご意見等も十分に検証していきます。

担当 福祉局生活福祉部保護課電話：06-6208-8011

番号 6. ⑪ 西成区を除く 23 区用

項目 健康悪化を招く西成区が実施している「通院医療機関等確認制度」を導入しないこと。

番号 6. ⑪ 西成区用

項目 健康悪化を招く「通院医療機関等確認制度」を即時廃止すること。

(回答)

西成区におきましては、生活保護受給者の適正な医療を確保するために、「通院医療機関等確認制度」を実施しております。

この制度は、生活保護受給者の希望を参考にしながら通院する医療機関等を選定する際に「通院医療機関等確認証」に記載していくもので、これまでの医療扶助に係る指導・助言を越えるものではありません。重複受診や重複服薬を受けることは、生活保護受給者自身の身体にも悪影響を及ぼすことが懸念されることから、これを予防し、生活保護受給者に対する適正な医療を確保するため、通院医療機関等確認制度は必要と考えます。

担当 西成区役所 保健福祉課（生活支援） TEL：06-6659-9867

番号 7. ①

項目 子どもの医療費助成制度を外来・入院とも「子どもの権利条約」に謳われている高校卒業まで、現物給付で所得制限なしの無料制度として導入すること。さらに、大阪府に対して全国並み（通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し）に制度拡充をすすめるよう強く要望すること。

(回答)

本市のこども医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱に基づき実施しており、平成 16 年 11 月の大阪府の制度改正において、将来的に持続可能な制度とする観点から、1 医療機関ごとに入・通院各 1 日あたり 500 円以内で、月 2 日を限度に一部自己負担額をご負担いただくこととなり、本市においても同様の制度改正を行ったところです。なお、一部自己負担額に月額 2,500 円の限度額を設け、同一月にご負担いただいた一部自己負担額の合計が限度額を超えた場合、申請により超過分の払い戻しを受けていただくことができます。

また、こども医療費助成制度では、制度創設当初は 0 歳の通院に係る医療費及び 6 歳（小学校就学前）までの入院に係る医療費を助成の対象としていましたが、その後対象年齢の拡充を行い、現在は 15 歳（中学校修了）までの入・通院に係る医療費を助成対象としています。

所得要件につきましては、入院・通院とも 0 歳から 2 歳（3 歳に到達する日の属する月の末日まで）の所得制限を撤廃しております。また、平成 27 年 11 月診療分からは、入・通院とも 3 歳から 12 歳（小学校修了）までの所得制限をなくすとともに、12 歳（中学校就学）から 15 歳（中学校修了）までの所得制限を児童手当の基準と同額まで緩和します。

本市といたしましては、従前から大阪府市長会を通じて、大阪府へ対象年齢の拡大などを要望しているところです。また、国に対しましては、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行っているところです。今後とも、国及び府に対しまして引き続き要望してまいりたいと考えております。

担当 こども青少年局子育て支援部こども家庭課（医療助成） 電話：06-6208-7971

番号 7. ②

項目 保育所の待機児童の解消は、公的保育所の増設で行い、保育士・調理師など保育所職員を増員すること。少なくとも 1 歳児の保育士配置基準については早急に 5 対 1 に戻すとともに、面積基準の緩和を廃

止すること。また、今年度大きく引き上げられた保育料については引き下げの措置を講じること。同時に低所得者のための減免制度を拡充すること。

(回答)

公立保育所におきましても、効率的な保育運営を行うことにより、多様な保育ニーズに対応しているところではあります。

なお、公立保育所につきましては、民間において成立している事業については民間に任せることとする市政改革の方針に基づき、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。

担当 こども青少年局保育施策部保育所運営課電話：06-6208-7574

(回答)

大阪市におきましては、増大かつ多様化する保育ニーズに公立民間双方の保育所が相まって対応することとしております。

待機児童の解消につきましては、保育所の新設、増改築や賃貸物件を活用しての保育所整備を行うなど、計画的に入所枠の拡大を図っております。なお、本市における保育所の認可につきましては、社会福祉法人以外の法人にも対象を広げ、保育所実施事業者の拡大を図っております。

保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めております。

保育士の配置基準等につきましては、保育の質の確保という点では重要な項目の一つと考えており、保育内容の充実を図るため、他の指定都市と連携を図りながら、国に対して配置基準の充実を要望しているところではあります。

保育料につきましては、国が定める基準を上限として市町村が定めることとなっており、各世帯の所得に応じた額を負担いただくことが基本となっております。

平成 27 年 4 月より実施される「子ども・子育て支援新制度（以下新制度）」に基づく保育の質の改善に伴って、国が定める基準は平成 26 年度と比べ増額となりますが、追加の軽減財源を投入することにより、本市の保育料は一部高所得層を除き、基本的に新制度移行前と同様とし、子育て世帯への経済的負担の軽減に努めているところでございます。

また国の基準では、同一世帯から 2 人以上の子どもが、子ども・子育て支援法上の教育・保育施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業、幼稚園）、児童福祉法上の情緒障がい児短期治療施設通所部又は児童発達支援・医療型児童発達支援を同時に利用する場合に、利用している子どものうち 2 人目の保育所等の保育料を半額とし、3 人目以降の保育所等の保育料を無料とすることとしております。

担当 こども青少年局保育施策部保育企画課電話：06-6208-8041・8031・8354

番号 7. ③

項目 就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみることに。また、持家と借家で差をつける基準は廃止すること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第 1 回支給月は出費がかさむ 4 月にできる限り近い月とするために、保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。また、一昨年 8 月からの生活保護基準引き下げの影響が出ないようにすること。

(回答)

就学援助の審査では、各所得金額の合計である合計所得金額で審査を行っていますが、生計に影響の大きい家族の傷病等による医療費については、申告により受けられた医療費控除額を合計所得金額から控除した金額で審査を行っています。

持家・借家居住者別の基準額設定につきましては、生活保護における住宅扶助が居住する借家等に対する住宅費であることから、借家等居住の場合の所得基準額の算出においてのみ、本市生活保護基準額（住宅扶助費）を積算基礎に含め、設定しています。就学援助制度は、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の就学を確保し、義務教育の円滑な実施に資する重要な制度であり、この制度を有効に活用するためには、学校の果たす役割は非常に大きく、運用にあたっては、学校を中心に教育活動とのかかわりの中で行うのが最も望ましいと考えております。

本市では、そういった観点を踏まえまして、「大阪市児童生徒就学援助規則」において、申請手続などについては学校を通じて行うことと定めております。

就学援助の審査につきましては、申請受付後、一定期間を設け、添付された証明書類に基づき厳正に審査を行っており、3月中旬までに申請を受け付けた方については、第1回支給を7月上旬に行っています。なお、所得審査においては、複数の支払者から給与を受けている場合や一時所得があった場合も含め、最終的に確定した所得により審査を行うため、市民税・府民税証明書等による審査を行っています。

就学援助の認否基準の一つである世帯の所得基準額につきましては、国の生活扶助の基準に基づき算定された前年度4月1日現在の本市生活保護基準額をもとに積算を行い、生活保護世帯の1年間の平均的な生活費を算出し、設定を行っています。

担当 教育委員会事務局学校経営管理センター事務管理担当電話：06-6575-5654

番号 7. ④

項目 中学校給食は、自校方式・完全給食・全員喫食とし、ランチボックス（業者弁当）方式はやめ子どもにとって栄養のある豊かなものとする。また、小学校・中学校においては子どもの食事調査（三食食べているか、何を食べているのかなど）を行い、その結果必要であればモーニングサービス（パン、バナナ、ヨーグルトなど簡単なもの）の導入を検討すること。

(回答)

中学校給食につきましては、平成24年9月から、配膳室の整備等条件の整った学校から給食を段階的に実施し、平成25年9月から市内全128中学校で給食を実施しております。

なお、平成26年度からはすべての区において、全員喫食へ段階的に移行しております。その実施方式につきましては、成長期にある中学生に必要な栄養量が常に満たされるように、栄養バランスのとれた献立を教育委員会で作成し、調理に関しては、民間調理施設を活用した弁当箱でのデリバリー方式により実施しております。

中長期的には、平成27年度に小中親子方式のモデル事業の実施・検証を行うとともに、これまで培ってきた自校調理方式の経験を含めた調査・検証を踏まえて、新たな実施方式に向けて取り組んでまいります。また、小学校・中学校におけるモーニングサービスに関しましては、現在の給食での導入は検討をしておりません。

しかしながら、教育委員会としましては、児童生徒が自らの健康を守る食生活や食習慣を考え、実践する態度を育成するよう、食に関する指導に取り組んでいるところです。また、栄養教育推進授業等を通して、保護者にも資料を配付したり、朝食の大切さ、栄養バランスのとれた食事について伝えたりしています。今後も食育の推進に努めてまいります。

担当 教育委員会事務局教務部学校保健担当電話：06-6208-9158

教育委員会事務局指導部初等教育担当電話：06-6208-9176

番号 7. ⑤

項目 子育て世代支援と市の活性化のための「新婚家賃補助」の復活、「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。また、独自の「子ども手当」など現金支給制度を

実施すること。

(回答)

本市におきましては、子育て世帯への現金支給制度として、児童手当法にもとづき、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するため、中学校修了までの児童を養育する方に対して児童手当の支給を行っております。児童手当は国の制度であり、本市独自の現金支給制度は設けておりませんが、各種事業をとおして子育て世帯への支援を実施しております。

担当　こども青少年局子育て支援部管理課電話：06-6208-8112

(回答)

本市では、平成3年度から、若年層の市内居住を促進することを目的に、市内の民間賃貸住宅にお住まいになる新婚世帯を対象に、「新婚世帯向け家賃補助制度」を実施してきたところです。

本市は非常に厳しい財政状況にありますが、市政改革プランにおいて、現役世代、特に「こども」「教育」「雇用」といった分野に重点的な投資を行うという政策転換を図ることとしており、これまで全市的な施策として実施してきた新婚世帯向け家賃補助制度については、すでに補助対象となっている世帯には引き続き支給していただきながら、新規募集を停止したところです。

なお、現役世代の定住をより促進させる観点から、これまで実施していた「子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度」の補助対象に新婚世帯を追加し、新婚・子育て世帯向けの利子補給制度として、平成24年11月から拡充実施しているところです。さらに、平成26年6月からは、より多くの若い世代に利用していただけるよう、これまで固定金利の住宅ローンに限定していた補助対象に、変動金利も加える拡充も行っております。

このほかの家賃補助制度としましては、平成3年度から、中堅層の市内定住を促進するため、民間の土地所有者等が建設する賃貸住宅について、家賃を減額するため補助を行う「民間すまいりんぐ」を実施しております。

また、平成4年度からは、老朽化した民間住宅の建替えを支援するため、「民間老朽住宅建替支援事業」を実施しており、建替建設費補助とあわせて、従前居住者に対する家賃補助を行っております。

担当　都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策）電話：06-6208-9217

番号 7. ⑥

項目　こども相談センターの人員を確保すること。

(回答)

こども相談センターでは、児童虐待相談をはじめとする相談件数の増加、内容の複雑化に対応するため、平成22年度から毎年、児童福祉司等を増員するなど、相談体制及び児童虐待対応体制の強化を図りました。さらに、相談件数の増加を背景に一時保護件数も増加していることから、平成26年度には一時保護所の定員を70名から100名に増員したことにより、児童指導員を増員いたしました。

また、警察官OBを嘱託職員として雇用し、休日・夜間における安全確認を行う体制の充実を行うとともに、児童虐待通告にかかる調査や児童福祉施設に入所している児童の家庭復帰を支援する嘱託職員を雇用するなど、児童虐待等の相談に適切に対応するための体制の強化を図ってきたところです。引き続き体制の充実に努めてまいります。

担当　こども青少年局こども相談センター運営担当電話：06-4301-3146

番号 7. ⑦

項目　「子どもの貧困対策推進法」及び「子どもの貧困対策に対する大綱」を受けて、特に、シングルマ

ザ一世帯などに対する生活支援施策の具体化を行うこと。

(回答)

本市においては、母子家庭、父子家庭、寡婦の方で、技能習得のための通学・就職活動等の自立促進や疾病・残業等で一時的に保育や家事・介護を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣したり、家庭生活支援の居宅で保育したりするなど、その生活を支援する事業を実施しております。

平成26年度からは恒常的に発生する残業などにも利用目的の範囲を拡大するほか、自立のために必要な事由でやむを得ない場合には、利用時間数(月40時間上限)を拡大し、家庭生活支援員の派遣を行うなど、事業の充実を図っております。

担当 こども青少年局子育て支援部こども家庭課電話：06-6208-8034

番号 7. ⑧

項目 公立幼稚園・保育所の民営化・統廃合はやめること。

(回答)

市内の幼稚園児の約8割が私立幼稚園に通園されており、また、公立幼稚園が存在しない行政区が2区あるという現状から、民間において成立している事業については、民間に任せるという考え方を基本として、市政改革の基本的な考え方に基づき、公立幼稚園の民営化を進めることとしています。

公立幼稚園の民営化は、本市の厳しい財政状況において、公立幼稚園だけでなく、幼児教育全体の充実を図る財源を生み出すための、幼児教育改革のひとつとして取り組みを進めます。

担当 こども青少年局保育施策部保育企画課幼稚園運営グループ 電話：06-6208-8165

(回答)

公立保育所につきましては、民間において成立している事業については民間に任せるとする市政改革の方針に基づき、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。

担当 こども青少年局保育施策部保育所運営課電話：06-6208-7574

番号 7. ⑨

項目 こどもに関する諸施策(入院助産制度を含む)について周知し、申請権保障するために、わかりやすいパンフレット・ハンドブックなどを作成し、窓口で常備するとともに、全家庭に送付すること。(当日、配付してください)

(回答)

本市では、こどもに関する諸施策(入院助産制度を含む)について、本市ホームページのほか、各子育て世帯に配付している「くらしの便利帳」にも記載しております。

また、平成13年度から発行している「子育ていろいろ便利帳」は、本市の子育てに関する総合的なガイドブックとして、妊娠から出産、乳幼児期から就学期までご利用いただける本市の子育て支援サービスを網羅して掲載し、妊娠届や転入届の際にお渡ししているほか、各区の子ども・子育てプラザなど身近な子育て支援施設にも配架し、各種サービスの申請にもお役立ていただけるようにしております。

これらに加えて、市民の方の利便性の高い子育て支援の情報提供を行っていくことを目的として、平成25年12月からは子育てを応援するWEBサイト「すくすく」を新たに開設しており、サイトをより便利に利用していただくためのミニブックも各区保健福祉センターなどで配付しております。

担当 こども青少年局子育て支援部管理課電話：06-6208-8112

番号 8. ①

項目 避難行動要支援者名簿の作成において、名簿対象者を手帳上の重度者に限らず、手帳所持者全員に名簿作成の趣旨を周知し、登録を希望する者について掲載すること。

(回答)

本市におきましては、過去の災害の教訓などから、大規模な災害が発生した場合の避難行動要支援者の避難支援については、公的救助機関など公助による支援には限界があることから、地域の共助による取組みが最も重要であると考えています。

このことから、避難行動要支援者の避難支援のための要支援者情報の把握については、本市が通常業務で収集し保有する個人情報を利用して作成するいわゆる行政名簿情報と、地域の自主防災組織などが「手上げ方式」や「同意方式」で収集する要支援者情報とを集約した情報である、いわゆる地域名簿の作成を進めているところで、災害時における避難支援を必要とされる方の把握については、行政が作成する名簿掲載者に対象を限っていません。

また、これらの取組みについては、広報紙やホームページなどを通じて周知を図っているところです。今後におきましても、地域と協働を進めながら、自主防災組織力の向上と啓発に努め、避難行動要支援者の避難支援の取組みの促進を図ってまいります。

担当 危機管理室危機管理課電話：06-6208-7380

番号 8. ②

項目 本庁から送られてくる通知文書のうち、点字化されている文書については、区として希望する視覚障がい者に確実に点字化して届くようにすること。

(回答)

障がいのある方が利用できる施策やサービスについての情報や、地域での生活に必要な情報について、障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供できるよう、取組みを進めております。視覚障がいがある方への情報伝達についても、その方が自ら内容を確認できる形態により、迅速・正確に情報を伝達することができるよう、「大阪市障がい者施策推進会議」や各区・各局へ理解と対応を依頼するなど、取組みを進めているところでございます。

今後とも、障がいのある方が個人として尊重され、持てる力を発揮して社会参加するとともに、地域で安心した生活を送ることができるよう努めてまいります。

担当 福祉局障がい者施策部障がい福祉課電話：06-6208-8072

番号 8. ③

項目 障がい者優先調達推進法に基づき、物品や役務の提供を障がい者就労支援事業所等から優先的に調達する区の方針を明らかにすること。また、昨年度実績を公開すること。具体的な取組みの一つとして区役所や区内行事等で、障がい者就労支援事業所等の授産製品の販売が行えるよう配慮すること。

(回答)

「各区で回答」

番号 9. ①

項目 申告、届出、納税相談、減免申請・証明書発行など納税者向け税務行政のすべてを従来通り区役所で行なえるよう財政局長に要望すること。

(回答)

大阪市では、市税の専門組織として平成19年10月に7つの市税事務所（現在は6つ）を設置し、従来24区役所で行っていた税務に関する事務を統合いたしました。

申告、届出、納税相談、減免申請などについては、個別具体的な案件に応じた相談・判断を行う必要があることから、これらの業務は市税事務所で対応しております。

なお、市民・納税者の皆様の利便性をできるだけ低下させないため、市税事務所を主要ターミナル付近の6か所に開設するとともに、ご利用の多い税証明書の発行、納付書の再発行等は、引き続き区役所及び区役所出張所においても行っているほか、個人市・府民税の申告期間には区役所等に臨時窓口を設置し、申告の受付・相談業務を行っているところです。

今後でもできる限り市民・納税者の皆様の利便性の確保に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

担当 財政局税務部管理課管理グループ電話：06-6208-7741

番号 9. ②

項目 財政局に対し、減免制度などのパンフレットやポスターの作成し、区役所内の税証明窓口に常備し、パンフレットは全家庭に届くよう要請すること。

(回答)

個人住民税の減免制度につきましては、納税通知書の裏面に制度説明を掲載するとともに、同封ビラにも申請期限や申請にあたっての必要書類等を掲載し、個人住民税をご負担いただく方に直接減免制度を周知するように図っております。

納税通知書を発送する6月には、区広報紙へのお知らせ記事の掲載を依頼し、制度の周知に努めているところです。

また、区役所・出張所等で配布している「大阪市くらしの便利帳」や市税事務所・区役所税証明発行窓口等で配布している「市税ハンドブック」、本市財政局ホームページに制度説明を掲載するなど、常時広報を行っているところであり、市税事務所窓口、区役所の税証明書発行窓口及び区役所出張所においても減免制度の説明ビラを設置しております。

今後も引き続き、制度の周知に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いします。

担当 財政局税務部課税課個人課税グループ電話：06-6208-7751

番号 9. ③

項目 現行の税証明窓口は、個人情報を守るため、正規職員で行うこと。万が一民間企業に業務委託していれば即時廃止すること。

(回答)

本市がおかれた危機的な財政状況のもと、市税事務所の税証明窓口業務の遂行にあたっては、最も効果的な業務執行方法、執行体制を検討した結果、正規職員のほか非常勤嘱託の雇用を活用しています。

税証明窓口業務の実施にあたっては、「個人情報保護法」及び「大阪市個人情報保護条例」等を遵守させるため、正規職員か非常勤嘱託であるかに関わらず、税証明窓口業務の従事者に対し個人情報の保護に関する研修を受講させる等、個人情報保護に取り組んでいます。

担当 財政局税務部管理課管理グループ電話：06-6208-7741